省　令

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　川端　達夫

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（指定較正機関）

第五条　電波法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関として次の者を指定する。

一　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

住所　東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　アジレント・テクノロジー株式会社

住所　東京都八王子市高倉町九番一号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（それぞれ当該対象児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けたこと。

第三条の二第二項中「第一条第五号」を「第一条第七号」に改める。

第四条第六号中「第一条の二第二号」を「第一条の二第三号」に、「第一条の三第二号」を「第一条の三第三号」に改め、同条第七号中「第一条の二第四号」を「第一条の二第五号」に、「第一条の三第四号」を「第一条の三第五号」に改める。

様式第一号（表面）中「ヘ拘禁　ト未婚　チその他」を「ヘ保護命令　ト拘禁　チ未婚　リその他」に、「ホ　拘禁の証明書　ヘ　養育費等に関する申告書」を「ホ　保護命令決定書　ヘ　拘禁の証明書　ト　養育費等に関する申告書」に改め、同様式（裏面）注意の13⑹中「㈠父又は母が1年以上拘禁されている場合」を「㈠父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、㈡父又は母が1年以上拘禁されている場合」に改める。

様式第四号（表面）⑪中「ワ」を「ワカヨ」に改め、同様式（裏面）注意の4中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

様式第四号（裏面）注意の4中リをヌとし、へからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ノ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

様式第四号（裏面）注意の9ヘ中㈡を㈢とし、㈡の次に次のように加える。

㈠　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

様式第六号（裏面）注意の9中「ワまで」を「ヨまで」に改め、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

様式第六号（裏面）注意の9中リをヌとし、へからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ノ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

様式第六号（裏面）注意の11中［チ］を［リ］に改め、同（裏面）添付書類の7中「ノ、リ、ヌ又はル」を「ト、ヌ、ル又はワ」に改め、同添付書類の8中「ワ」を「ヨ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。